

## 宮古市公告

PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

宮古市長 中村 尚道



### 1 事業概要

#### (1) 事業名

PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業

#### (2) 事業内容

別紙「PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業仕様書」のとおり

#### (3) 事業期間等

ア 事業期間は、電力販売契約を開始した日から 20 年間とする。

イ 電力販売契約の時期は、市と協議の上、決定する。

ウ 設備の導入期限は、令和 9 年 2 月末までとする。

### 2 参加要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 県内に本社のある法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

エ プロポーザル実施公表の日から起算して受託候補者の特定の日まで、当市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

カ 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）において実績を有する者であること。なお、当該実績は、本事業に従事する協力事業者の実績も有効とみなす。

キ 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

(イ) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格保有者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者でも可とする。

ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) グループで参加する場合の留意事項

複数の法人等によって構成するグループで参加する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループを代表する法人等を定めること。

イ 単独で参加した法人等は、グループ参加の構成員になれないこと。

ウ 同時に複数のグループの構成員となれないこと。

エ グループの構成員となる者のいずれかが、過去5年間（令和3年度～令和7年度）において類似事業の実績を有する者であること。

### 3 手続等

(1) 担当部署（事務局）

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市政策推進部エネルギー推進課エネルギー推進係

電話番号：0193-68-9079

F A X：0193-63-9114

E-Mail：energy@city.miyako.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間：令和8年8月31日（月）から令和8年9月14日（月）まで

イ 交付方法：宮古市政策推進部エネルギー推進課ホームページからの入手を原則とする。

(3) 参加申込書類の提出

ア 提出期限：令和8年9月14日（月） 午後5時

イ 提出場所：上記3(1)に同じ

ウ 提出方法：持参、郵送（封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに提出場所へ届くように提出すること）又は電子メール

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出期限：令和8年9月29日（火） 午後5時

イ 提出場所：上記3(1)に同じ

ウ 提出方法：上記3(3)ウに同じ

※封筒への記載は「プロポーザル企画提案書在中」とする。

(5) プレゼンテーションの実施

ア 実施日：令和8年10月1日（木）（予定）

イ 場所：宮古市役所（予定）（詳細は、別途参加者に通知する。）

#### 4 協定締結までの流れ

##### (1) 特定結果の通知及び公表

特定結果については、令和8年10月6日（火）（予定）に企画提案書の提出者に対して、書面により通知するとともに、当市のホームページにおいて公表する（特定されなかった事業者については、会社名は公表しない。）。

なお、特定結果について疑義のある者は、質問書（様式第1号）により、通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局に対して説明を求めることができる。

##### (2) 協定締結に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本事業の実施内容等について協議を行った上で、市と協定を締結する。

#### 5 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。
- (4) 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、当市に帰属するものとする。